

(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階環境配慮書
に対する和歌山県環境影響評価審査会意見

本事業は、和歌山県日高郡日高川町及び有田郡広川町において供用中の「白馬ウインドファーム」(総出力 30,000kW、定格出力 1,500 kW の風力発電設備 20 基) の既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力 3,000~4,000kW 級の風力発電設備 8~11 基程度に建て替える事業である。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本更新事業では多数の風力発電設備の撤去及び大型化した風力発電設備の新規設置等の工事に伴い、地域社会の環境への影響が懸念されるところでもある。

事業実施想定区域の近傍・周辺には多数の住居及びその他環境の保全についての配慮が必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しているが、本配慮書においては、広範囲の事業実施想定区域のみを示していることから、事業実施想定区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)のあり方次第では、騒音・低周波音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。また、事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの生息地が確認されているほか、事業実施想定区域及びその周辺は鳥類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、鳥類への重大な影響が懸念される。

「白馬ウインドファーム」は平成 22 年 3 月から運転開始しており、その設置前に実施した自主的な環境アセスメント及び維持管理時における騒音やバードストライク等の調査結果(以下「自主調査結果」という。)を活用することで、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、既設の風力発電設備と比べ環境影響を低減することが可能であると考えられる。しかし、本配慮書においては、自主調査結果を事業実施想定区域や風力発電設備等の配置等の設定の検討には僅かしか活用できていない。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、自主調査結果から得られた知見等も十分に活用して、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、自主調査結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。また、事業実施想定区域からの絞り込みに際しては、環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

事業実施想定区域及びその周辺において点在する天然林については、極力改変を回避すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が供用中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集

や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2 (1)、(2) 及び (3) により、騒音・低周波音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 各論

(1) 騒音・低周波音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近傍・周辺には住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音・低周波音等による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音・低周波音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近傍・周辺には住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの生息地が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) その他

ア 方法書以降の環境影響評価図書は広く公表し、様々な方面から意見を聴取することを踏まえ、一般にもわかりやすいものとする。

イ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。

ウ 方法書以降の手続については、単に既公表の環境影響評価図書（前例）等に基づき機械的に実施するというのではなく、地域特性や事業特性を十分把握し、地域の実態に即した調査、予測及び評価を実施すること。

エ 環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。